

「働き方改革関連法」セミナーのご案内

県内各地でセミナーを開催します。(裏面参照)
事業主の皆様ご参加ください。《受講料無料》

「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から

働き方改革関連法が順次施行されます。

Point

1

時間外労働の上限規制が導入されます！

施行：2019年4月1日～※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、
臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満（休日労働含む）、
複数月平均80時間（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

Point

2

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

施行：2019年4月1日～
使用者は、10日以上の子年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、
毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

Point

3

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な
待遇差が禁止されます！

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者（パートタイム労働者、
有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

裏面：開催日程等・参加申込書

働き方改革関連法セミナーのご案内

No.	開催日時	開催場所	所在地	定員
1	平成30年12月4日(火) 13:30 ~ 15:30	西目公民館(シーガル) 講堂	由利本荘市 西目町沼田字新道下2-533	360
2	平成30年12月5日(水) 13:30 ~ 16:10	秋田県庁第2庁舎8階 大	定員に達したため受付を終了いたしました。	9
3	平成30年12月6日(木) 13:30 ~ 15:30	能代市文化会館 中ホール	能代市迫分町4-26	400
4	平成30年12月17日(月) 13:30 ~ 15:30	鹿角市交流センター 講堂	鹿角市花輪荒田1-1	200
5	平成30年12月19日(水) 13:30 ~ 15:30	大仙市大曲市民会館 小ホール	大仙市大曲日の出町2-6-50	480
6	平成30年12月20日(木) 13:30 ~ 15:30	平鹿生涯学習センター 講堂	横手市平鹿町浅舞字覚町後140	350
7	平成31年1月10日(木) 13:30 ~ 15:30	秋田市文化会館 大会議室	秋田市山王7-3-1	250
8	平成31年1月9日(水) 13:30 ~ 15:30	能代市文化会館 中ホール	能代市迫分町4-26	400
9	平成31年1月15日(火) 13:30 ~ 15:30	平鹿生涯学習センター 多目的ホール	横手市平鹿町浅舞字覚町後140	230
10	平成31年1月16日(水) 13:30 ~ 15:30	にかほ市総合福祉交流センター (スマイル) コンベンションホール	にかほ市平沢字八森31-1	150
11	平成31年1月24日(木) 13:30 ~ 15:30	角館交流センター 多目的ホール	仙北市角館町中菅沢77-30	300
12	平成31年1月28日(月) 13:30 ~ 15:30	大館市民文化会館 中ホール	大館市字桜町南45-1	400
13	平成31年2月21日(木) 13:30 ~ 15:30	秋田市文化会館 大会議室	秋田市山王7-3-1	250
14	平成31年2月18日(月) 14:00 ~ 16:00	北秋田市交流センター 講堂	北秋田市材木町2-2	300
15	平成31年2月19日(火) 13:30 ~ 15:30	湯沢文化会館 中ホール	湯沢市字沖鶴103-1	400

※各会場とも、定員になり次第、締め切らせていただきます。

セミナー参加申込書

秋田労働局雇用環境・均等室あて (FAX 018-862-4300)

参加希望セミナー No. ←上記一覧のNo.をご記入ください。

参加事業所名	
所在地	
電話番号	
参加者数	名 ご担当者名()